

(証券コード：9008)

平成19年6月6日

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1  
(登記上の本店所在地)：東京都新宿区新宿三丁目1番24号

**京王電鉄株式会社**

代表取締役社長 加藤 奂

## 第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折返しお送り下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都多摩市関戸一丁目9番地1  
京王電鉄本社 会議室

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
  2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keio.co.jp/>) に掲載させていただきます。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第86期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告について
2. 第86期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告について

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当および処分について
- 第2号議案 取締役賞与の支給について
- 第3号議案 自己の株式の取得について
- 第4号議案 定款の一部変更について(1)
- 第5号議案 取締役17名選任について
- 第6号議案 監査役1名選任について
- 第7号議案 定款の一部変更について(2)
- 第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針の決定について

### 4. 招集にあたっての決定事項

#### 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

# 添付書類

## 事業報告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、依然として続く原油高や個人消費に伸び悩みが見られたものの、堅調な企業収益の改善に支えられ、設備投資の増加や雇用環境が改善するなど、景気は緩やかながらも回復を続けました。

このような情勢のもとで、当社グループは、各事業セグメントにおいて着実かつ効率的な事業活動を展開してまいりました。

この結果、営業収益は4,301億9千7百万円（前期比1.8%減）、営業利益は422億9千8百万円（前期比5.9%増）、経常利益は367億9千5百万円（前期比1.2%増）、当期純利益は、215億3千9百万円（前期比8.4%増）となりました。

次に、各事業セグメント別にご報告いたします。

#### (1) 運輸業

運輸業の各社では、10月1日に鉄道事業法をはじめとする運輸関係の法律が改正・施行されたことに伴い、「輸送の安全に関する方針の策定－実施－チェック改善」というサイクルを機能させるため、安全管理規程を制定して社員への周知・徹底をはかりました。これにより、経営トップから現場までが一丸となって、輸送の安全のための取り組みを継続して向上させる「運輸安全マネジメント」を推進しております。

鉄道事業では、調布駅付近連続立体交差事業について、工事の進捗にあわせて、国領駅・布田駅でエレベーターなどのバリアフリー施設を備えた仮橋上駅舎の使用を開始するなど、線路下を掘削するための準備を進めました。また、自動列車制御装置（ATC）の導入に向けて基本設計を完了したほか、引続き、新宿駅などにおける地下駅火災対策や高架橋の耐震性向上策など各種災害対策を推進い

たしました。さらに、踏切内の異常を列車の運転士に知らせる非常ボタン（踏切支障報知装置）の全踏切道への設置を完了いたしました。このほか、6月には「運輸安全マネジメント」を推進するための組織改正を行い、社員の資質を維持・向上するための教育プログラムを構築するなど、さらなる安全性向上のための施策を実施いたしました。バリアフリー化およびサービス向上策としては、高幡不動駅で、エレベーター・エスカレーターおよび駅南北の行き来や多摩モノレールとの乗り継ぎのための自由通路を備えた橋上駅舎が完成いたしました。また、分倍河原駅や井の頭公園駅など7駅でエレベーターの新設・増設を実施いたしました。このほか、明大前駅で井の頭線下りホームに出口専用改札口を新設するとともに、桜上水駅と西永福駅で橋上駅舎化工事に着手するなど、駅施設の改良を進めました。車両については9000系車両を30両新造するとともに、既存の7000系車両24両を改造し、バリアフリー化および省エネルギー化を進めました。このほか、お客様へのご案内を充実するため、新宿駅に案内専任係員「サービススタッフ」を配置いたしました。営業面では、家族で楽しめる沿線スポットを紹介する「京王沿線子育てファミリーお出かけマップ」を配布したほか、毎年ご好評をいただいている「高尾山の冬そばキャンペーン」を展開するなど、お客様の誘致に努めました。

バス事業では、路線バスにおいて、乗務員による接客サービスの向上に努めたほか、道路混雑時には増発便を投入するなど等間隔運行の確保に努め、輸送人員の増加をはかりました。また、ノンステップバス78両を導入し、この結果、路線バス全車両の96%がバリアフリー対応となりました。コミュニティバスにおいては、すでに運行を受託している調布市および国分寺市から、それぞれ新たに1路線を受託いたしました。高速バスでは、沼津線（新宿・渋谷～裾野・沼津）および浜松線（新宿・渋谷～浜松）の運行を開始したほか、大阪線（新宿～大阪（阪急梅田））および神戸姫路線（新宿～神戸・姫路）について渋谷駅への乗入れを実施し、増収に努めました。

なお、関東地区の多くの交通事業者との相互利用が可能な共通ICカード乗車券「PASMO（パスモ）」については、3月18日から鉄道全線およびバスの一部路線でサービスを開始し、お客様の利便性の向上をはかりました。

以上の結果、営業収益は1,300億9千7百万円（前期比1.2%増）、営業利益は鉄道事業で減価償却費が増加したことなどにより、197億6千万円（前期比5.4%減）となりました。

## (2) 流 通 業

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において2階から4階の婦人服フロア、地下1階食品フロアの改装を実施したほか、休憩スペースの整備などを行い、顧客満足度の向上や新規顧客の獲得に努めました。

ストア業では、「京王ストア」稲城店、八幡山店および高井戸店をそれぞれオープンし、収益力の強化をはかりました。

「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」では、B館8階レストラン街の改装を行い、「せいせきダイニング [クー! ]」としてグランドオープンいたしました。なお、同ショッピングセンター内の「ユニバーサルデザイントイレ」の取り組みに対して「内閣府特命担当大臣賞」を受賞いたしました。また、「京王高幡ショッピングセンター」のグランドオープンにあわせ、「京王アートマン」「ベーカリー&カフェ ルパ」「K-S h o p」「フラワーショップ京王」などをオープンしたほか、「啓文堂書店」を増床するなど、お客様の利便性の向上をはかりました。このほか、駅売店業では、新規事業として、有名菓子店が月替わりで出店する「スイーツモード」を吉祥寺駅構内にオープンするなど、営業拡大に努めました。

京王パスポートカードでは、「PASMOオートチャージサービス」の開始にあわせ、主要駅を中心に特設カウンターを設置するなど、新規会員の獲得に努めました。その結果、京王パスポートカードの3月末における会員数は約96万人となっております。

以上の結果、営業収益は1,882億4千万円（前期比0.2%減）、営業利益はストア業、百貨店業の利益率の向上などにより、60億7百万円（前期比7.0%増）となりました。

## (3) 不 動 産 業

不動産賃貸業では、商業施設「京王リトナード」を稲城駅前、八幡山駅高架下および高井戸駅高架下にそれぞれオープンしたほか、「フレンテ明大前」の建設工事を進めております。また、デザイナーズマンション「H i - R O O M S 方南町」が完成し、賃貸を開始するなど、引続き賃貸資産の拡充に努めました。

不動産販売業では、定期借地権分譲マンション「トラスティア北野」の販売を行ったほか、八王子みなみ野シティ「京王四季の街」や京王平山住宅地において新築戸建住宅を販売いたしました。

以上の結果、営業収益は272億1百万円（前期比11.8%増）、営業利益は96億9千万円（前期比14.4%増）となりました。

#### (4) レジャー・サービス業

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、チャリティピアノコンサートなど開業35周年を記念したイベントを開催したほか、本館31階・32階のデラックスルームなど客室改装を実施いたしました。「京王プラザホテル札幌」では、19階・20階の客室を改装し、高級感あふれる「エグゼクティブフロア」としたほか、2階宴会場を改装するなど、引続き他のホテルとの差別化による競争力の強化に努めました。「京王プレッソイン」においては、早期の営業再開に向け、茅場町、五反田、池袋の3店舗の建替え工事に着手いたしました。

広告代理業では、「東京ミッドタウン」において、商業棟の案内表示の設計・施工を受託したほか、「ラゾーナ川崎プラザ」において、食品売場の販売促進企画業務を受託するなど、当社グループ外への営業拡大に努めました。

また、「カレーショップC&C」を高井戸駅および高幡不動駅にオープンしたほか、新たに来店型保険ショップ「京王ほけん倶楽部」を府中駅構内にオープンいたしました。

以上の結果、営業収益は旅行業において売上計上方法を変更したことにより、737億1千8百万円（前期比13.0%減）、営業利益はホテル業が堅調に推移したことなどにより、45億9千5百万円（前期比32.0%増）となりました。

#### (5) そ の 他

ビル総合管理業では、PFI事業者として施設の維持管理・運営を受託した「杉並公会堂」が6月にオープンいたしました。また、新たに「東京地家裁立川支部（仮称）庁舎整備等事業」のPFI事業者として選定されたほか、「東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）」の全16駅で駅電気設備管理業務を開始するなど、引続き当社グループ外への営業拡大に努めました。

体験型学習施設「高尾の森わくわくビレッジ」では、青少年を対象としたキャンプなどの社会教育事業を東京都と共催したほか、大学生の就職活動を支援する体験学習プログラムなどを実施いたしました。

以上の結果、ビル総合管理業で新規業務受託の増などにより、営業収益は579億3千3百万円（前期比11.9%増）、営業利益は32億5千7百万円（前期比59.2%増）となりました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループでは、「京王グループ理念」を具現化するための「グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、有利子負債の圧縮など、財務健全性の向上に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用し、以下のような具体的な施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者としての社会的責任を果たすことを通じて、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を維持・向上させてまいります。当社グループは、日頃から安全確保を最優先にしており、鉄道事業では安全性をさらに高めるため、自動列車制御装置（ＡＴＣ）の導入による信号システムの抜本的改良工事、地下駅火災対策や構造物の耐震性向上等に向けた安全対策工事のほか、東京都や調布市と協力しながら調布駅付近連続立体交差事業を進めております。さらに、京王線笹塚駅以西の鉄道立体化によるボトルネック踏切の解消に向けても、引続き関係機関との協議を積極的に実施してまいります。また、駅や鉄道・バス車両のバリアフリー化等のサービス向上策にも積極的に取り組んでおります。このように鉄道事業における安全確保に向けた投資が重なることで、収益面に短期的な影響を与える可能性はありますが、中長期的な視点で公益交通事業者としての高度な社会的責任を果たしていくことが「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、ひいては「信頼のトップブランド」の確立につながり、当社グループの企業価値を一層向上させると考えております。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、沿線のお客様のニーズに応える、中長期的な視点に基づいたきめ細やかな生活サービスの提供を進め、沿線価値の一層の向上に取り組んでまいります。沿線の拠点である新宿、吉祥寺等の将来構想や聖蹟桜ヶ丘地区の再整備計画の検討を進めるほか、鉄道施設の改良工事により新たに創出されるスペースの有効利用や自由通路の設置等により駅施設の利便性を向上させてまいります。また、「Hi-Rooms」等の優良住宅系賃貸物件の拡充にも努めているほか、「有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）」へ参画し、沿線の良質な住宅ストックの循環をはかり、シニア世代および子育て世代の住みかえニーズに応えるための体制を確立してまいります。さらに、信頼のブランドを活かした「住んでもらえる、選んでもらえる沿線づくり」に向けた実験的な試みとして、高幡不動地区において、沿線住民に対する新たな利便性向上を目指したコミュニティネットワークサービス「京王ほっとネットワーク」のスタートに続き、「子育て支援マン

ション」の建設を進めております。このほか、インターネット上における沿線ポータルサイト「街はび」の開設や、関東地区の多くの交通事業者との相互利用が可能となった共通ICカード乗車券「PASMO（パスモ）」と「京王パスポートカード」を連携させ、「京王グループ共通ポイント」の利便性を拡大してまいります。さらに、沿線の行政機関、周辺住民、大学等との協力・連携を強化し、沿線価値の一層の向上や地域活性化に多角的に取り組むことで、沿線の魅力を高め、ひいては鉄道旅客輸送人員や当社グループのお客様を維持・拡大することを目指しております。

第三に、食品スーパーや生活関連事業の強化・拡大を通じ、グループ事業競争力の向上を推進してまいります。これまで培ったノウハウをもとに、沿線内にとどまらず、沿線外への展開も視野に入れ、今後も積極的な事業展開をはかるほか、既存事業の延長線上にあり、お客様のニーズが見込まれる分野につきましても、事業化に向けた取り組みを行っていくことで当社グループの成長を推進してまいります。

第四に、以上の具体的取り組みの実現に向け、今後も従業員を中長期的な視点で育成してまいります。「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を実現する実際の担い手は、当社グループの従業員であり、これらの従業員がこれまでに蓄積された当社グループにおける知識、経験、ノウハウを共有したうえで、将来の当社グループの成長を推進していくことが重要であると考えております。

第五に、法令や社会規範の遵守、地球環境への配慮など、企業としての社会的責任を果たす取り組みを続けることやコーポレート・ガバナンスのより一層の強化をはかってまいります。すでに法令に基づく内部統制体制の整備や「京王グループ・コンプライアンス・プログラム」等を推進してきており、環境保全につきましても、平成12年に制定した環境基本方針に基づき、環境法令遵守、各事業の特性に応じた省エネルギー化や廃棄物削減、資源リサイクル等を積極的に推進し、これらの取り組みを当社グループ全体に拡大しております。コーポレート・ガバナンスにつきましては、これまでも会社法に基づく特別取締役の選定や取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の設置、ディスクロージャー委員会の設置などにより迅速な意思決定や経営の透明性の向上、適時適切な情報開示に努めております。さらに、株主の皆様から当社の経営を付託された当社経営陣の、株主の皆様に対する責任をより明確にするため、平成19年6月に予定される第86期定時株主総会において、取締役の任期を1年に短縮する予定です。今後も、当社が果たすべき社会的責任やコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化につきましてもは引き続き検討を進め、「信頼のトップブランド」の確立をより一層強固なものとしてまいります。



### 3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は480億2千8百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

#### (1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	高幡不動駅改良工事 エレベーター設置工事 〔代田橋駅、上北沢駅、国領駅、布田駅、分倍河原駅、高幡不動駅、京王稲田堤駅、稲城駅、めじろ台駅、井の頭公園駅〕 車両新造（京王線9000系30両） 車両制御装置更新（京王線7000系24両） 共通ICカード乗車券システム導入
	バス事業	車両新造（路線89両、高速5両）
流通業	百貨店業	新宿店地下1階改装工事 新宿店2階、3階、4階改装工事
不動産業	不動産賃貸業	京王リトナード稲城建設工事 京王リトナード八幡山建設工事 京王リトナード高井戸建設工事

(注) エレベーター設置工事のうち、高幡不動駅については高幡不動駅改良工事により、国領駅・布田駅については調布駅付近連続立体交差事業によりそれぞれ実施したものです。

#### (2) 施行中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	調布駅付近連続立体交差事業 自動列車制御装置（ATC）導入 駅改良（橋上駅舎化）工事〔桜上水駅、西永福駅〕
不動産業	不動産賃貸業	フレンテ明大前建設工事
レジャー・サービス業	ホテル業	京王プレッソイン茅場町建設工事 京王プレッソイン五反田建設工事 京王プレッソイン池袋建設工事

#### 4. 資金調達の様況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、平成18年4月28日に、第23回無担保割引社債173億1千4百万円（発行総額200億円、発行価額 額面100円につき金86.57円）および第24回無担保割引社債80億3千8百万円（発行総額100億円、発行価額 額面100円につき金80.388円）を発行したほか、212億円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて84億2千8百万円増加し、2,174億8千9百万円となりました。

#### 5. 財産および損益の様況の推移

区 分	第 83 期 平成15年度	第 84 期 平成16年度	第 85 期 平成17年度	第86期(当期) 平成18年度
営 業 収 益 (百万円)	427,722	433,071	438,253	430,197
経 常 利 益 (百万円)	31,123	31,723	36,368	36,795
当 期 純 利 益 (百万円)	15,316	18,764	19,867	21,539
1株当たり当期純利益 (円)	24.13	29.91	31.89	34.87
総 資 産 (百万円)	558,708	571,311	630,700	648,161
純 資 産 (百万円)	189,749	199,997	237,644	246,629

- (注) 1. 第86期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。また、第83期から第85期については取締役賞与金を控除して算出しております。なお、第86期から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。
3. 第85期で総資産および純資産が増加しているのは、有価証券の時価評価による評価差額の増加などによるものであります。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況（平成19年3月31日現在）

### (1) 親会社との関係

該当事項はございません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社京王百貨店	1,200百万円	100.0%	百貨店業
株式会社京王ストア	450百万円	100.0%	ストア業
株式会社京王プラザホテル	1,500百万円	100.0%	ホテル業
京王電鉄バス株式会社	4,600百万円	100.0%	バス事業

(注) 前期まで記載しておりました京王観光株式会社は当期から売上計上方法を変更したことに伴い営業収益が減少したため、上記表に記載しておりません。

連結子会社は上記4社を含め37社、持分法適用会社は6社であります。

## 7. 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

### (1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	京王電鉄バス(株)、京王バス東(株)、京王バス中央(株)、京王バス南(株)、京王バス小金井(株)、西東京バス(株)、多摩バス(株)
タクシー業	京王自動車(株)
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

## (2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
駅売店業	京王リテールサービス(株)
書籍販売業	京王書籍販売(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
DIY関連商品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)、京王グリーンシステム(株)

## (3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)

## (4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) その他

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報通信業	当社、(株)京王ネットワークコミュニケーションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
情報処理代行業	京王情報システム(株)
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ

(注) (株)京王ネットワークコミュニケーションズは平成19年4月1日付で京王情報システム(株)を吸収合併し、同日付で商号を(株)京王ITソリューションズに変更いたしました。

8. 主要な事業所等 (平成19年3月31日現在)

会社名	主な事業所・施設等
当社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：735両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル、京王プラザホテル札幌、 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、東京オペラシティ共同ビル、 京王品川ビル
(株)京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店
(株)京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都23店舗、神奈川県2店舗 キッチンコート：東京都3店舗
(株)京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル、京王プラザホテル八王子、京王プラザホテル多摩
京王電鉄バス(株) (本社：東京都府中市)	【路線バス】 府中営業所、八王子営業所、多摩営業所、桜ヶ丘営業所 営業キロ：363.0km 車両数：412両 【高速バス】 新宿高速バスターミナル 営業キロ：1,534.9km 車両数：39両

(注) 1. 京王線は東京都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。  
2. 京王線の車両数には貨車5両を含みます。

9. 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運輸業	6,731名
流通業	1,944名
不動産業	207名
レジャー・サービス業	1,954名
その他	1,709名
全社（共通）	210名
合計	12,755名

（注） 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

借入先	借入金残高
日本政策投資銀行	73,521百万円
住友信託銀行株式会社	13,915百万円
日本生命保険相互会社	10,750百万円
太陽生命保険株式会社	8,007百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,384百万円
中央三井信託銀行株式会社	7,353百万円

（注） 当期から企業集団の借入金残高を記載しております。

## 11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (1) 環境経営の推進

当社グループでは、企業の社会的責任を果たすための取り組みの一環として、グループ全体で環境経営を推進しております。具体的な取り組みとして、高尾山や多摩川における「京王クリーンキャンペーン」の実施や、「高尾の森再生」ボランティア活動への支援を行っております。また、当社グループなどで発生する食品廃棄物を回収し、堆肥や消臭剤として再利用する「食品リサイクルパッケージシステム」を運営しており、この取り組みについて「第3回エコプロダクツ大賞 農林水産大臣賞」を受賞いたしました。また、京王電鉄バスグループでは、エコドライブなど環境保全活動が一定レベルに達していることを示す「グリーン経営認証」をすべての営業所で取得いたしました。

### (2) 働きやすい職場づくりによる多様な人材の確保

当社グループが対処すべき課題を着実に遂行するため、経営体制の整備や組織の見直し、人材の育成を行うほか、事業所内保育所「サクラさーくる」を開設するなど、働きやすい労働環境の整備を進め、多様な人材の確保に努めております。

## II. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- |                                      |                                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数                          | 1,580,230,000株                       |
| 2. 発行済株式の総数                          | 642,754,152株<br>(自己株式25,118,036株を含む) |
| 3. 株 主 数                             | 37,167名<br>(前期末比601名減)               |
| 4. 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数を有する株主 |                                      |
- 該当事項はございません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	他の法人等の代表状況・兼職状況
三 枝 正 幸	代表取締役会長	—
加 藤 隼	代表取締役社長	—
下 村 良 太	常務取締役 総合企画本部長、財務・情報開示担当	—
鈴 木 豊 明	常務取締役 総務部・法務部・広報部・人事部分担、 コンプライアンス担当	—
松 木 謙 吉	常務取締役 鉄道事業本部長	—
島 倉 秀 市	常務取締役 開発事業部門分担	—
永 田 正	取 締 役 総合企画本部 経営企画部長	—
林 静 男	取 締 役 開発企画部長	—
宮 地 徳 文	取 締 役 鉄道事業本部 計画管理部長	—
五 味 保 雄	取 締 役 鉄道事業本部 車両電気部長	—
早 崎 博	取 締 役	住友信託銀行株式会社 特別顧問
石 橋 三 洋	取 締 役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長
宮 田 洋 一	取 締 役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
鈴 木 紘 一	取 締 役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
田 中 茂 生	取 締 役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
奥 島 博 之	取 締 役	京王観光株式会社 代表取締役社長
内 藤 雅 浩	取 締 役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
志 村 康 洋	取 締 役	株式会社京王プラザホテル札幌 代表取締役社長
齋 地 健 一	常勤監査役	—
黒 岩 法 夫	常勤監査役	—
川 嶋 一 弘	監 査 役	第一生命保険相互会社 代表取締役専務執行役員
鈴 木 光 春	監 査 役	弁 護 士



(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
志村康洋	取締役	〔就任〕	平成18年6月29日
坪地宏昌	〔退任〕	取締役	
黒岩法夫	常勤監査役	〔就任〕	
鈴木光春	監査役	〔就任〕	
中野根二郎	〔退任〕	常勤監査役	
土屋知夫	〔退任〕	監査役	

2. 取締役早崎博、石橋三洋は社外取締役であります。
3. 常勤監査役黒岩法夫、監査役川嶋一弘、鈴木光春は社外監査役であります。
4. 常勤監査役齋地健一は、当社および当社子会社において経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役黒岩法夫は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役川嶋一弘は、生命保険会社において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役川嶋一弘は、平成19年4月1日付で、第一生命保険相互会社の取締役に異動しております。

## 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	18名	454百万円
監査役	4名	57百万円
合計	22名 (うち社外役員5名)	512百万円 (うち社外役員分47百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、平成19年6月28日開催の第86期定時株主総会において支給議案を上程予定の取締役賞与総額95百万円が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役(4名)に対する使用人分給与として66百万円を支払っております。
  3. 当社は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会において承認可決された「役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給について」に基づき、取締役17名に対し総額5億8,990万円を上限として、監査役2名に対し総額1,840万円を上限として、各役員の変任時に退職慰労金を支払う予定であります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 他の会社の業務執行者との兼職状況（平成19年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容および兼職先と当社との関係
早崎博	取締役	－
石橋三洋	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 日本生命保険相互会社は、当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
黒岩法夫	常勤監査役	－
川嶋一弘	監査役	第一生命保険相互会社 代表取締役専務執行役員 第一生命保険相互会社は、当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
鈴木光春	監査役	－

#### (2) 他の会社の社外役員との兼任状況（平成19年3月31日現在）

氏名	地位	兼任先および兼任内容
早崎博	取締役	住友化学株式会社 社外監査役
石橋三洋	取締役	住友電気工業株式会社 社外監査役 株式会社百十四銀行 社外監査役
黒岩法夫	常勤監査役	－
川嶋一弘	監査役	東光株式会社 社外監査役
鈴木光春	監査役	－

### (3) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
早崎博	取締役	当期開催の取締役会12回のうち10回出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
石橋三洋	取締役	当期開催の取締役会12回のうち7回出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
黒岩法夫	常勤監査役	就任後、当期開催の取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
川嶋一弘	監査役	当期開催の取締役会12回のうち8回出席し、また、監査役会12回のうち11回出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
鈴木光春	監査役	就任後、当期開催の取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 常勤監査役黒岩法夫、監査役鈴木光春は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会において選任され、就任いたしました。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役早崎博、石橋三洋、社外監査役川嶋一弘、鈴木光春の各氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

みすず監査法人（旧中央青山監査法人、平成18年6月29日退任）

あずさ監査法人（平成18年6月29日就任）

- (注) 1. みすず監査法人は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。なお、みすず監査法人は、平成18年9月1日付で、中央青山監査法人から名称を変更しております。
2. みすず監査法人は、平成18年5月10日付で、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日まで一部業務の停止処分を受けました。
3. あずさ監査法人は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会の決議により当社の会計監査人に選任され、就任いたしました。

## 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

名 称	区 分		金 額
みすず監査法人	(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	6百万円
	(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円
あずさ監査法人	(3)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	18百万円
	(4)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) (1)および(3)には、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

## 3. 非監査業務の内容

当社は、みすず監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制整備アドバイザー業務」を委託しております。

当社は、あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務報告に係る内部統制評価アドバイザー業務」を委託しております。

## 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

## V. 会社の体制および方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月25日開催の取締役会において、会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定める旨を決議し、平成19年3月26日付で一部改定しております。その内容は次のとおりであります。

.....

#### 「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下「当社」という）および京王グループ各社は、すべてのステークホルダーからの信頼を得て企業価値向上を実現するために、「コンプライアンスの確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」および「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築・整備し、運用する。本基本方針は、会社法第362条第5項に基づき、当社が内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

#### (1) 京王グループ理念

京王グループでは、グループとしての存在意義を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化を図る。

#### <京王グループ理念>

私たち京王グループは、  
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、  
「信頼のトップブランド」になることを目指します。  
そして、幸せな暮らしの実現に向かって  
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

## (2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき「京王グループ行動規範」を定めるとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行う。
- ② 取締役会決議により「グループ・コンプライアンス・プログラム」を策定し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。外部専門家およびコンプライアンス委員長からなるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員長は重要事項について定期的に取締役会へ報告を行う。
- ③ コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を設置する。
- ④ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、全社的なコンプライアンス体制の強化を図る。
- ⑤ 内部監査部門として、社長直轄組織である監査部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規則等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施する。

## (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、回議書その他職務執行に関わる重要文書を、「文書取扱規則」および「文書整理規則」の定める方法により適切に整理、保存し管理する。
- ② 取締役および監査役は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。

## (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とする。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理方針」を定める。リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会を組織する。
- ③ リスク管理委員会は、「リスク管理方針」に基づき、リスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行う。
- ④ 重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

**(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役で構成する常務会で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行う。また、取締役会において特別取締役を選定し迅速な意思決定を行う。
- ② 取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行する。
- ③ 組織および職務分掌については、「職制規則」に定め、各職位の基本的な職能および相互関係を明らかにする。また、業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については、「職務権限規程」および「職位別決裁基準」を定める。

**(6) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ全体としての内部統制システムの構築を図るため、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」および「京王グループ内部統制規範」を定め、京王グループに属するすべての会社は、これを取締役会において決議する。また、当社とグループ会社との間に「協議基準」を設け、権限を明確化する。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進する。
- ③ 「グループ・コンプライアンス・プログラム」に基づき、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議する。
- ④ グループのリスクについては、当社のリスク管理委員会を中心とし、グループ全体でリスクの把握、管理に努める。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社と連携しながら各社独自の危機管理体制についても整備を進める。
- ⑤ 当社の常勤取締役および主要なグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的で開催し、企業グループの経営方針および経営情報の共有化を図る。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的を開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図る。グループ会社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組む。

**(7) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役室を設け、監査役の業務の補助を行う専属の使用人を配置する。監査役室には会社の業務についての監視・検証の補助を行う専門性を有する人材を配置する。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役室は組織上、取締役から独立し、監査役室に配置されている使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分  
の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とする。

**(9) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制**

取締役は以下に定める事項を監査役会に報告する。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社または京王グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができる。

**(10) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役会に対して以下の事項を確保する。

- ① 各業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 取締役会長・社長、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ グループ会社の調査等の実施
- ⑤ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

**(11) 内部統制委員会**

上記(1)から(10)の体制を統括するため、内部統制委員会を設置する。内部統制委員会は、内部統制に関する組  
織および機能を有効に統括し、全社一体となり内部統制の整備を推進する。

.....



## 2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

### (2) 具体的な取り組み

- ① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み  
当社グループでは、「京王グループ理念」を具現化するための「グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、有利子負債の圧縮など、財務健全性の向上

に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用し、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者として安全確保を最優先とし、中長期的な視点で高度な社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、沿線価値の一層の向上や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、食品スーパーや生活関連事業の強化・拡大を通じ、グループ事業競争力の向上を推進してまいります。

第四に、以上の取り組みの実現に向け、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を実現する実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成してまいります。

第五に、法令や社会規範の遵守、地球環境への配慮など企業としての社会的責任を果たす取り組みを続けることやコーポレート・ガバナンスのより一層の強化をはかることにより、「信頼のトップブランド」を確立してまいります。

## ② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年3月26日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）の導入を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とするものであります。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下「買付等」と総称します）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付内容等の検

討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、経営陣から独立した者（現時点においては社外取締役1名および社外監査役2名）から構成される企業価値評価独立委員会は、買付者等から提出された情報や当社取締役会が必要に応じて提出する意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案について、評価・検討するものとします。同委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

同委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、企業価値評価独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権は、1円（または当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として、当社取締役会が無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。当社取締役会は、同委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議をするものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成19年6月30日までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社は、平成19年6月に開催予定の第86期定時株主総会において、株主の皆様にも買取防衛策の導入につきご意向を確認させていただく予定です。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様にも直接的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式の価値が希釈化される場合があります。

す（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、その保有する株式全体の価値の希釈化は生じません）。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.keio.co.jp/press/release/070326v03.pdf>）をご覧ください。

### ③ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載した様々な施策は、「京王グループ理念」を具現化し、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記(2)②記載のとおり、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外の有識者によって構成される企業価値評価独立委員会を設置し、本プランの発動に際しては必ず同委員会の判断を経ることが必要とされていること、同委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、本プランは当社の株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連 結 貸 借 対 照 表

科 目	第86期	第85期 (ご参考)	科 目	第86期	第85期 (ご参考)
	平成19年 3月31日現在	平成18年 3月31日現在		平成19年 3月31日現在	平成18年 3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	106,687	99,659	流動負債	172,156	158,124
現金及び預金	29,546	28,833	支払手形及び買掛金	23,559	22,613
受取手形及び売掛金	34,251	27,630	短期借入金	52,720	57,988
短期貸付金	14,533	10,396	1年以内償還社債	10,000	
有価証券	1		未払法人税等	8,090	10,164
たな卸資産	22,130	25,771	前受金	16,165	9,968
繰延税金資産	3,693	4,146	賞与引当金	2,572	2,627
その他	2,812	3,212	役員賞与引当金	95	
貸倒引当金	△ 281	△ 331	その他の引当金	268	963
固定資産	541,473	531,040	その他	58,685	53,797
有形固定資産	430,482	411,727	固定負債	227,029	230,239
建物及び構築物	238,935	237,869	社債	55,932	60,000
機械装置及び運搬具	35,513	33,502	長期借入金	98,836	91,072
土地	116,844	111,329	長期未払金	5,094	5,775
建設仮勘定	28,822	20,401	繰延税金負債	15,031	20,362
その他	10,365	8,624	退職給付引当金	24,788	25,270
無形固定資産	4,602	3,010	役員退職慰労引当金		727
投資その他の資産	106,388	116,302	その他	27,344	27,030
投資有価証券	85,449	99,341	特別法上の準備金	2,346	4,692
長期貸付金	572	553	特定都市鉄道整備準備金	2,346	4,692
繰延税金資産	7,444	7,860	負債合計	401,531	393,056
その他	13,076	8,640	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 154	△ 93	株主資本	212,125	194,488
資産合計	648,161	630,700	資本金	59,023	59,023
			資本剰余金	42,022	42,017
			利益剰余金	126,389	108,651
			自己株式	△ 15,310	△ 15,204
			評価・換算差額等	34,504	43,155
			その他有価証券評価差額金	34,504	43,155
			純資産合計	246,629	237,644
			負債純資産合計	648,161	630,700

(注) 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。  
 なお、ご参考として記載しております前期(第85期)についても、これに合わせて変更して表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

科 目	第86期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第85期 (ご参考) (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
	金 額	金 額
	百万円	百万円
営業収益	430,197	438,253
営業費用	387,899	398,316
運輸業等営業費及び売上原価	340,239	349,669
販売費及び一般管理費	47,659	48,647
営業利益	42,298	39,937
営業外収益	2,291	2,351
受取利息	154	77
受取配当金	865	668
持分法による投資利益	95	114
雑収入	1,177	1,490
営業外費用	7,794	5,920
支払利息	5,397	4,918
雑支出	2,396	1,002
経常利益	36,795	36,368
特別利益	4,997	5,170
特定都市鉄道整備準備金取崩額	2,346	2,346
工事負担金等受入額	2,223	1,935
固定資産売却益	135	140
貸倒引当金戻入益		308
投資有価証券売却益		184
その他の利益	292	254
特別損失	5,090	8,005
固定資産圧縮損	2,198	1,932
固定資産除却損	1,228	1,649
減損損失	1,037	2,698
固定資産売却損	134	
特別退職金	123	881
固定資産臨時償却		713
その他の損失	368	130
税金等調整前当期純利益	36,702	33,532
法人税、住民税及び事業税	13,668	15,095
法人税等調整額	1,494	△ 1,429
当期純利益	21,539	19,867

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前 期 末 残 高	59,023	42,017	108,651	△ 15,204	194,488	43,155	237,644
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 3,706		△ 3,706		△ 3,706
取 締 役 賞 与			△ 95		△ 95		△ 95
当 期 純 利 益			21,539		21,539		21,539
自 己 株 式 の 取 得				△ 117	△ 117		△ 117
自 己 株 式 の 処 分		4		10	15		15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						△ 8,651	△ 8,651
当 期 変 動 額 合 計		4	17,737	△ 106	17,636	△ 8,651	8,985
当 期 末 残 高	59,023	42,022	126,389	△ 15,310	212,125	34,504	246,629

# 連 結 注 記 表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

## 1. 連結の範囲に関する事項

子会社43社のうち37社を連結の範囲に含めております。

連結子会社は、「I. 企業集団の現況に関する事項 7. 主要な事業内容」に記載しております。

当連結会計年度に新規設立の京王グリーンシステム㈱を連結の範囲に含めております。

また、主要な非連結子会社は、㈱エリート、㈱京王商事であります。

非連結子会社6社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社6社で、㈱エリート、㈱京王商事、㈱京王友の会、㈱京王コスチューム、㈱新東京エリート、御岳登山鉄道㈱であります。

関連会社9社（関東バス㈱、高尾登山電鉄㈱等）のうち、現在実質的な事業を行っていない会社1社を除く8社の合計の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

## 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

## 4. 会計処理基準に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有 価 証 券

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

#### ② た な 卸 資 産

商 品 主として売価還元低価法

販売土地建物 個別法による低価法

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

主として定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～20年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(追加情報)

当連結会計年度に「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」、「エネルギーの使用の合理化に



関する法律」が改正施行されたことを受け、当社では鉄道事業の安全性のさらなる向上と省エネルギー化推進のために、車両への新規投資及び既存車両の廃車が今後増えることが見込まれます。これに対し、償却可能限度額（取得価額の5%）に達した車両については、処分価額が見込めないことから、備忘価額に至るまで償却することにいたしました。当該償却費として、運輸業等営業費に1,362百万円を計上しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これにより営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び当期純利益はそれぞれ95百万円減少しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労金引当金

—  
(追加情報)

当社では平成18年6月29日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金相当額については固定負債の「その他」として表示しております。

(5) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。

これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

- (6) 重要なリース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 収益の計上基準  
不動産業の一部については延払基準を適用し、約定回収日到来の都度、延払売上高及びそれに対応する延払売上原価を計上しております。
- (8) 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。
- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- 6. 会計方針の変更  
当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。  
これによる損益に与える影響はありません。  
なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は246,629百万円であります。
- 7. 表示方法の変更  
当連結会計年度より、旅行業における一部の営業収益の表示を取扱収入から手数料収入に変更しております。この変更は、他社商品についての販売関係上、また計数管理上の重要性が増したことから、他社商品を取り扱うカウンター事業について、販売手数料を営業収益とすることが経営成績をより適切に表示できるためであります。この結果、従来の表示と比較して営業収益及び営業費が14,216百万円減少しておりますが、損益に与える影響はありません。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産	
有形固定資産	195,337百万円
無形固定資産	1,210百万円
計	196,547百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	62,637百万円
短期借入金	6,326百万円
長期未払金	5,042百万円
計	74,006百万円

(2) その他

担保に供している資産	
有形固定資産	7,017百万円
そ の 他	123百万円
計	7,140百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	4,065百万円
短期借入金	491百万円
計	4,557百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 458,306百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額された工事負担金等累計額 56,061百万円

4. 保証債務額等

(1) 下記の債務保証を行っております。(金融機関等からの借入金に対する債務保証であります。)

社員住宅融資	1,695百万円
そ の 他	2百万円
計	1,697百万円

(2) 社債の債務履行引受契約(デット・アサンプション)に係る偶発債務は次のとおりであります。

第18回無担保社債	20,000百万円
-----------	-----------

5. 特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により計上しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	642,754,152	—	—	642,754,152

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	24,990,990	149,633	22,587	25,118,036

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 149,633株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 15,699株

持分法適用会社が保有する株式の売却による減少 6,888株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,853	3.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	1,853	3.00	平成18年9月30日	平成18年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,852	3.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 399円31銭  
2. 1株当たり当期純利益 34円87銭

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

科 目	第86期	第85期 (ご参考)	科 目	第86期	第85期 (ご参考)
	平成19年	平成18年		平成19年	平成18年
	3月31日現在	3月31日現在		3月31日現在	3月31日現在
	金 額	金 額		金 額	金 額
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	41,229	33,952	流動負債	129,596	131,663
現金及び預金	19,751	15,367	短期借入金	68,329	90,699
未収運賃	3,660	2,754	1年以内償還社債	10,000	
未収金	6,350	2,655	未払費用	19,695	14,075
販売土地建物	8,377	10,814	未払消費税等	1,054	1,312
貯蔵品	458	465	未払消費税等	2	626
前払費用	142	144	未払法人税等	5,400	6,096
繰延税金資産	831	911	預り連絡運賃	6,733	7,048
その他の流動資産	1,658	838	預り	3,005	2,223
固定資産	501,449	492,659	前受運賃	3,066	2,832
鉄道事業固定資産	206,614	195,493	前受収益	8,651	3,156
付帯事業固定資産	156,178	156,099	前受収当金	670	691
各事業関連固定資産	3,751	3,589	賞与引当金	270	261
建設仮勘定	28,695	20,307	役員賞与引当金	95	
投資その他の資産	106,208	117,169	その他の流動負債	2,621	2,638
関係会社株式	20,116		固定負債	221,595	203,559
子会社株式		19,759	社債	55,932	60,000
投資有価証券	81,109	94,920	長期借入金	117,500	89,499
長期貸付金	20	20	繰延税金負債	15,012	20,296
長期前払費用	85	597	退職給付引当金	9,015	8,740
前払年金費用	2,818		役員退職慰労引当金		706
その他の投資等	2,228	2,042	その他の固定負債	24,135	24,316
貸倒引当金	△ 169	△ 170	特別法上の準備金	2,346	4,692
資産合計	542,679	526,611	特定都市鉄道整備準備金	2,346	4,692
			負債合計	353,538	339,914
			(純資産の部)		
			株主資本	155,558	144,794
			資本	59,023	59,023
			資本剰余金	42,020	42,017
			資本準備金	32,019	32,019
			その他資本剰余金	10,000	9,998
			利益剰余金	69,825	58,955
			利益準備金	7,876	7,876
			その他利益剰余金	61,948	51,079
			別途積立金	36,500	28,500
			繰越利益剰余金	25,448	22,579
			自己株式	△ 15,310	△ 15,203
			評価・換算差額等	33,581	41,902
			その他有価証券評価差額金	33,581	41,902
			純資産合計	189,140	186,696
負債純資産合計	542,679	526,611	負債純資産合計	542,679	526,611

(注) 当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。  
 なお、ご参考として記載しております前期(第85期)についても、これに合わせて変更して表示しております。

# 損 益 計 算 書

科 目	第86期 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	第85期 (ご参考) (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
	金 額	金 額
	百万円	百万円
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	82,096	81,271
営 業 費	64,880	63,092
営 業 利 益	17,215	18,178
付 帯 事 業		
営 業 収 益	38,835	35,525
営 業 費	25,780	24,311
営 業 利 益	13,055	11,213
全 事 業 営 業 利 益	30,270	29,392
全 営 業 外 収 益	1,363	1,222
受 取 利 息 及 び 配 当 金	956	696
そ の 他 の 収 益	406	525
営 業 外 費 用	7,714	5,644
支 払 利 息 用	5,598	5,011
そ の 他 の 費 用	2,115	633
経 常 利 益	23,919	24,970
特 別 利 益	4,290	4,398
特 定 都 市 鉄 道 整 備 準 備 金 取 崩 額	2,346	2,346
工 事 負 担 金 等 受 入 額	1,871	1,752
固 定 資 産 売 却 益	64	101
投 資 有 価 証 券 売 却 益		179
そ の 他 の 利 益	9	18
特 別 損 失	3,474	7,477
固 定 資 産 圧 縮 損	1,870	1,752
固 定 資 産 除 却 損	929	1,808
減 損 損 失	666	2,500
固 定 資 産 売 却 損	5	
固 定 資 産 臨 時 償 却		713
特 別 退 職 金 失		695
そ の 他 の 損 失	1	6
税 引 前 当 期 純 利 益	24,736	21,891
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,560	9,740
法 人 税 等 調 整 額	505	△ 1,152
当 期 純 利 益	14,671	13,303

# 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から  
平成19年3月31日まで)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金					
前 期 末 残 高	百万円 59,023	百万円 32,019	百万円 9,998	百万円 42,017	百万円 7,876	百万円 28,500	百万円 22,579	百万円 58,955
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 3,706	△ 3,706
取 締 役 賞 与							△ 95	△ 95
別 途 積 立 金 の 積 立						8,000	△ 8,000	
当 期 純 利 益							14,671	14,671
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			2	2				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計			2	2		8,000	2,869	10,869
当 期 末 残 高	59,023	32,019	10,000	42,020	7,876	36,500	25,448	69,825

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
前 期 末 残 高	百万円 △ 15,203	百万円 144,794	百万円 41,902	百万円 186,696
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△ 3,706		△ 3,706
取 締 役 賞 与		△ 95		△ 95
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益		14,671		14,671
自 己 株 式 の 取 得	△ 117	△ 117		△ 117
自 己 株 式 の 処 分	9	12		12
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 8,320	△ 8,320
当 期 変 動 額 合 計	△ 107	10,764	△ 8,320	2,443
当 期 末 残 高	△ 15,310	155,558	33,581	189,140

## 個 別 注 記 表

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
  - 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 販売土地建物 個別法による低価法
  - 貯蔵品 移動平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産

定率法（構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
構築物	5～60年
車両	10～20年

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(追加情報)

当期に「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正施行されたことを受け、当社では鉄道事業の安全性のさらなる向上と省エネルギー化推進のために、車両への新規投資及び既存車両の廃車が今後増えることが見込まれます。これに対し、償却可能限度額（取得価額の5%）に達した車両については、処分価額が見込めないことから、備忘価額に至るまで償却することにいたしました。

当該償却費として、鉄道事業営業費に1,362百万円を計上しております。
  - (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。



(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(会計方針の変更)

当期より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

これにより営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び当期純利益はそれぞれ95百万円減少しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労金引当金

—

(追加情報)

平成18年6月29日の定時株主総会の日をもって役員退職慰労金制度を廃止したため、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金相当額については「その他の固定負債」として表示しております。

6. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 収益の計上基準

付帯事業の一部については延払基準を適用し、約定回収日到来の都度、延払売上高及びそれに対応する延払売上原価を計上しております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

10. 会計方針の変更

当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これによる損益への影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は189,140百万円であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団） 196,547百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 62,637百万円

短期借入金 6,326百万円

その他固定負債 5,042百万円

計 74,006百万円

(2) その他

付帯事業固定資産 7,017百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 4,065百万円

短期借入金 491百万円

計 4,557百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 408,727百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産 363,351百万円

土 地 103,489百万円

建 物 142,125百万円

構 築 物 83,421百万円

車 両 19,065百万円

そ の 他 15,249百万円

無形固定資産 3,193百万円

4. 鉄道事業固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 54,294百万円

5. 保証債務等

(1) 当社は下記の債務保証を行っております。

被 保 証 者	金額（百万円）	被 保 証 債 務 の 内 容
社 員 住 宅 融 資	1,695	金融機関からの借入金
京王ユース・プラザ株式会社	1,508	金融機関からの借入金
京 王 観 光 株 式 会 社	257	J R 乗車券類の委託販売に対する保証
計	3,461	

(2) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。

第18回無担保社債 20,000百万円

6. 関係会社に対する金銭債権  
短期債権 2,295百万円 長期債権 295百万円
7. 関係会社に対する金銭債務  
短期債務 23,680百万円 長期債務 24,120百万円
8. 特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により計上しております。

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	120,931百万円
2. 営業費	90,661百万円
運送営業費及び売上原価	52,902百万円
販売費及び一般管理費	7,765百万円
諸税	6,813百万円
減価償却費	23,180百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	21,832百万円
営業費	18,319百万円
営業取引以外の取引高	17,381百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	24,984,102	149,633	15,699	25,118,036

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

    単元未満株式の買取りによる増加 149,633株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

    単元未満株式の買増請求による減少 15,699株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,462百万円
固定資産等償却超過額	2,048百万円
減損損失	1,550百万円
固定資産評価損	1,502百万円
未払事業税	450百万円
その他	979百万円
繰延税金資産合計	8,993百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△23,042百万円
その他	△132百万円
繰延税金負債合計	△23,175百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△14,181百万円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記  
(借主側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
鉄道事業固定資産	300	17	283
付帯事業固定資産	18	6	12
各事業関連固定資産	18	9	9
合計	337	32	304

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	67百万円
1年超	237百万円
計	304百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料（減価償却費相当額）	21百万円
------------------	-------

(4) 減価償却費相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引に係る注記

(借主側)

未経過リース料

1	年	内	470	百万円
1	年	超	5,059	百万円
計			5,530	百万円

(貸主側)

未経過リース料

1	年	内	3,400	百万円
1	年	超	35,556	百万円
計			38,956	百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はないので、項目等の記載は省略しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社京王 アカウンティング	直接 100%	資金の調達 役員の兼任	借入資金の返済(純額)	17,287	短期借入金	16,801
				支払利息	130		

(注) 支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- 1株当たり純資産額 306円23銭
- 1株当たり当期純利益 23円75銭

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

京王電鉄株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	柿 沼 幸 二	ⓐ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	佐 々 誠 一	ⓑ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	湯 口 豊	ⓒ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成19年5月11日

京王電鉄株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柿 沼 幸 二 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 佐 々 誠 一 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 湯 口 豊 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けのほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月18日

## 京王電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役	齋	地	健	一	ⓐ
常勤監査役(社外監査役)	黒	岩	法	夫	ⓑ
監査役(社外監査役)	川	嶋	一	弘	ⓒ
監査役(社外監査役)	鈴	木	光	春	ⓓ

以上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当および処分について

当社は、安定した配当を継続していくとともに、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等も勘案し、利益還元をはかってまいりたいと存じます。これらを踏まえ、当期末の剰余金の配当および処分について、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式 1 株につき金 3 円 総額1,852,908,348円

なお、中間配当金 3 円を含めた年間配当金は 1 株につき 6 円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年 6 月29日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 9,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

別 途 積 立 金 9,000,000,000円

### 第2号議案 取締役賞与の支給について

当期末時の取締役18名のうち社外取締役 2 名を除く16名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額9,500万円を支給することといたしたいと存じます。

### 第3号議案 自己の株式の取得について

機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第156条第1項の規定に基づき、次のとおり自己の株式を取得することとさせていただきたいと存じます。

1. 取得する株式の種類および数  
当社普通株式600万株（上限）
2. 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容およびその総額  
金50億円（上限）
3. 株式を取得することができる期間  
本定時株主総会終結の時から1年以内

### 第4号議案 定款の一部変更について(1)

定款の一部を後記「現行定款・変更案対照表」記載の変更案のとおり改めるものであります。

変更の理由

1. 子会社を含めた事業の現状に即するとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加、変更および削除等を行うものであります。
2. 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）に基づき、以下の変更を行うものであります。
  - (1) 単元未満株式についての権利を明確にするため、規定を新設するものであります。
  - (2) 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の人数を明確にするため、規定を変更するものであります。
  - (3) 取締役会を機動的に運営できるようにするため、取締役会の書面または電磁的記録による決議を可能とする規定を新設するものであります。
3. 当社の現状に即し、取締役員数を20名以内に変更するものであります。
4. 経営陣の、株主の皆様に対する責任をより明確にするため、取締役の任期を1年に変更するものであります。
5. 社外取締役および社外監査役と責任限定契約を締結することを可能とする規定の主旨を明確にするため、規定を変更するものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約の締結を可能とする規定を変更する定款変更議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

## 現行定款・変更案対照表

(下線    は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。
1 鉄道事業法による運輸業	1
2 自動車による一般運輸業	2
3 土地建物の売買、賃貸、仲介及び管理	3
4 土木、建築、電気工事の設計、施工及び請負	4
5 土砂の採集及び販売業	5
6 広告業、出版業及び印刷業	6
7 娯楽、スポーツ及び文化施設並びに <u>食堂</u> の経営	7 娯楽、スポーツ及び文化施設並びに <u>飲食店</u> の経営
8 物品の製造及び販売業	8
9 <u>自動車道事業</u>	[削 除]
10 駐車場業及び倉庫業	9
11 造林及び造園業並びに園芸品の生産及び販売業	10
12 ホテル、旅館の経営並びに旅行の企画、販売、斡旋等の旅行業	11
13 鉄道、自動車、特殊車両及び同部品の製造、修理、販売及び賃貸	12
14 情報提供及び情報処理サービス業並びに電気通信事業及び有線放送事業	13
15 ショッピングセンター等流通施設の経営	14
16 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務	15
17 経理事務及び採用、給与計算、福利厚生、研修等人事に関する事務の業務受託	16
18 金融業及び総合リース業	17
19 労働者派遣事業	18
[新 設]	19 <u>社会福祉事業</u>
20 前各号の目的達成に関連がある一切の業務	20 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 ↳ (株式取扱規則)</p> <p>第12条</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 ↳ (決議の方法)</p> <p>第17条</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主が代理人により議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主に限る。この場合株主又は代理人は、その都度本会社に委任状を提出しその代理権を証明するものとする。</p> <p>(延期及び会場の変更)</p> <p>第19条</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>第10条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>4 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (現行どおり) ↳</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 (現行どおり) ↳</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主が代理人により議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名に限る。この場合株主又は代理人は、その都度本会社に委任状を提出しその代理権を証明するものとする。</p> <p>(延期及び会場の変更)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 本会社の取締役は25名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第22条</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役の報酬等) 第24条</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第25条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(取締役会) 第26条 法令又は本定款に定める取締役会審議事項その他会社運営の重要事項を審議決定するため取締役会を置く。 2. 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。 〔新 設〕 3. 取締役会規程は取締役会において別に定める。</p> <p>(代表取締役等) 第27条</p> <p>(相談役及び顧問) 第28条</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第22条 本会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第24条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第26条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(取締役会) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役等) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(相談役及び顧問) 第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役) 第29条 ) (監査役の報酬等) 第33条</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第34条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(監査役会) 第35条</p> <p>(常勤の監査役) 第36条</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人) 第37条 ) (会計監査人の任期) 第39条</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 ) (除斥期間) 第42条</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役) 第30条 (現行どおり) ) (監査役の報酬等) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第35条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(監査役会) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(会計監査人) 第38条 (現行どおり) ) (会計監査人の任期) 第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 (現行どおり) ) (除斥期間) 第43条 (現行どおり)</p>

## 第5号議案 取締役17名選任について

本総会終結の時をもって、取締役三枝正幸、加藤 夙、下村良太、鈴木豊明、松木謙吉、島倉秀市、林 静男、宮地徳文、五味保雄、石橋三洋の各氏は任期が満了し、また、取締役永田 正、早崎 博、宮田洋一、鈴木紘一、田中茂生、奥島博之、内藤雅浩、志村康洋の各氏は辞任いたしますので、取締役17名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

### 取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	加 藤 夙 (昭和14年7月18日生)	昭和37年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成10年6月 ㈱京王プラザホテル代表取締役社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	122,689株
2	下 村 良 太 (昭和19年8月7日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 京王観光㈱代表取締役社長 平成16年6月 当社常務取締役 (総合企画本部長) 平成17年6月 当社常務取締役 (総合企画本部長、財務・情報開示担当) 現在に至る	41,134株
3	松 木 謙 吉 (昭和22年3月7日生)	昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成16年6月 当社常務取締役 (鉄道事業部門分担、鉄道事業本部長) 平成18年6月 当社常務取締役 (鉄道事業本部長) 現在に至る	21,152株
4	島 倉 秀 市 (昭和22年8月7日生)	昭和45年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 (開発事業部門・事業推進部分担) 平成18年6月 当社常務取締役 (開発事業部門分担) 現在に至る	29,307株
5	永 田 正 (昭和27年1月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年6月 当社関連事業部長 平成16年6月 当社取締役人事部長 平成17年6月 当社取締役総合企画本部 経営企画部長 現在に至る	19,214株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	林 静 男 (昭和24年6月18日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 当社商業開発部長 平成17年6月 当社取締役開発事業部長 平成18年6月 当社取締役開発企画部長 現在に至る	14,000株
7	宮 地 徳 文 (昭和24年10月16日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年6月 京王運輸(株)常務取締役 平成17年6月 当社取締役人事部長 平成18年6月 当社取締役鉄道事業本部 計画管理部長 現在に至る	17,102株
8	五 味 保 雄 (昭和26年6月30日生)	昭和49年4月 当社入社 平成12年6月 当社車両電気部長 平成17年6月 当社取締役車両電気部長 平成18年6月 当社取締役鉄道事業本部 車両電気部長 現在に至る	18,157株
9	早 崎 博 (昭和6年3月14日生)	平成元年6月 住友信託銀行(株)代表取締役社長 平成5年6月 住友信託銀行(株)代表取締役会長 平成10年3月 住友信託銀行(株)相談役 平成10年6月 当社取締役 現在に至る 平成11年6月 住友信託銀行(株)特別顧問 現在に至る	2,000株
10	石 橋 三 洋 (昭和17年8月16日生)	平成13年3月 日本生命保険(株)代表取締役副社長 平成15年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年4月 日本生命保険(株)代表取締役副会長 現在に至る 他の法人等の代表状況 日本生命保険(株)代表取締役副会長	3,000株
11	宮 田 洋 一 (昭和18年7月26日生)	昭和41年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 現在に至る 平成11年6月 当社常務取締役 平成14年6月 (株)京王ストア代表取締役社長 平成16年6月 (株)京王百貨店代表取締役社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 (株)京王百貨店代表取締役社長	48,510株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
12	田中茂生 (昭和23年12月6日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年6月 京王電鉄バス㈱代表取締役社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 京王電鉄バス㈱代表取締役社長	33,000株
13	奥島博之 (昭和22年9月6日生)	昭和45年4月 当社入社 平成16年6月 京王観光㈱代表取締役社長 現在に至る 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 平成17年4月 京王リテールサービス㈱代表取締役社長 他の法人等の代表状況 京王観光㈱代表取締役社長	25,102株
14	内藤雅浩 (昭和22年12月1日生)	昭和41年3月 当社入社 平成16年6月 ㈱京王ストア代表取締役社長 現在に至る 平成16年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王ストア代表取締役社長	14,000株
15	志村康洋 (昭和24年9月29日生)	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 ㈱京王プラザホテル札幌代表取締役社長 現在に至る 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 他の法人等の代表状況 ㈱京王プラザホテル札幌代表取締役社長	14,050株
16	狩野俊昭 (昭和26年10月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 ㈱京王ストア取締役 平成14年6月 京王食品㈱常務取締役 平成15年6月 京王食品㈱代表取締役社長 平成18年6月 当社開発推進部長 現在に至る	4,157株
17	川杉範秋 (昭和27年9月8日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 当社鉄道営業部長 平成18年6月 当社人事部長 現在に至る	10,050株

- (注) 1. 石橋三洋氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係があります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
2. 早崎 博氏、石橋三洋氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点からの有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため社外取締役候補者としております。
3. 石橋三洋氏が取締役として在任している日本生命保険相互会社は、保険商品（がん保険）のパンフレットの表示が事実と異なるものとして、平成15年5月に、公正取引委員会から排除命令を、金融庁から業務改善命令をそれぞれ受けております。また、同社は、保険金等の支払管理態勢および経営管理態勢に関して、平成18年7月に金融庁から業務改善命令を受けております。
4. 石橋三洋氏が社外監査役として在任している株式会社百十四銀行は、他の金融機関と運営していた「学費システム」に係る口座振替手数料の有料化に関して、平成16年7月に公正取引委員会から勧告審決を受けました。同氏は、社外監査役として、当該事実に対し同社取締役会が行った再発防止策や対応について適切に監査を行うなど、その職務を果たしております。
5. 早崎 博氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年になります。
6. 石橋三洋氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
7. 早崎 博氏、石橋三洋氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。なお、両氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

#### 第6号議案 監査役1名選任について

本総会終結の時をもって、監査役齋地健一氏は任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

### 監 査 役 候 補 者

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株 式 の 数
鈴 木 豊 明 (昭和22年1月2日生)	昭和44年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役 平成14年6月 当社常務取締役 現在に至る	40,257株

## 第7号議案 定款の一部変更について(2)

第4号議案による変更後の定款の一部を後記「第4号議案による変更案・追加変更案対照表」記載の追加変更案のとおり改めるものであります。

### 変更の理由

第8号議案をお諮りするにあたり、当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針を当社株主総会において決議することができる旨の規定を新設するものであります。

## 第4号議案による変更案・追加変更案対照表

(下線 〃 は変更部分)

第4号議案による変更案	追加変更案
<p>[新 設]</p> <p>(決議の方法) 第18条 〃 (除斥期間) 第43条</p>	<p>(株主総会決議事項) 第18条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、<u>本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針を決議することができる。</u> 2. 前項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、<u>本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行なうことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行なうなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>(決議の方法) 第19条 (第4号議案による変更案どおり) 〃 (除斥期間) 第44条 (第4号議案による変更案どおり)</p>

## 第8号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針の決定について

第7号議案（定款の一部変更について(2)）につきご承認が得られることを条件として、追加変更後の定款第18条第1項に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下「本基本方針」といいます）を次のとおり定めることのご承認をお願いするものであります。

### 1. 本基本方針の目的

#### (1) 経営の基本方針

当社を中核とする京王グループは、運輸、流通、不動産、レジャー・サービス等幅広い事業を通じて、お客様のより良い暮らしを創造していくことにより、地域の発展と幸せな暮らしの実現に貢献することを基本方針としております。平成15年1月に「京王グループ理念」と、この理念を具現化するための「グループ経営ビジョン」を制定し、グループ競争力の強化に取り組むとともに、法令・倫理を遵守した健全な企業活動の展開や、財務体質の強化を推進することで、企業価値・株主の皆様のご利益の向上に努めております。

また、多くのお客様の人命を預かる鉄道事業者である当社は、「輸送の安全性」の確保という、極めて重要な公共的使命を担っております。当社はこの使命を果たし続けていくことで、お客様に「安心」を提供し、当社グループ全体の信頼性を向上させてきたと自負しており、このことは当社の企業価値の源泉をなすものと考えております。当社は、今後もその使命を果たすため、より一層「経営の安定性」を高め、鉄道事業における安全対策をはじめ、「事業の継続性」を確保するための中長期的な視点に立った設備投資を積極的に行う等、「信頼のトップブランド」を確立してまいります。

#### (2) 利益還元に関する基本方針

当社は安定した配当を継続していくとともに、将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させながら、業績等を勘案し、株主の皆様への利益還元をはかっていくことを基本方針としております。したがって、株主の皆様への安定的な配当の継続が重要であると考えており、平成15年3月期から1株につき年間6円の配当を継続しております。今後も長期にわたり安定した配当を継続していくことを目指し、安定的な利益を確保してまいります。

### (3) 具体的な取り組みについて

当社グループでは、「京王グループ理念」を具現化するための「グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、有利子負債の圧縮など、財務健全性の向上に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主の皆様の共同の利益・沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用し、以下のような具体的な施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者としての社会的責任を果たすことを通じて、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を維持・向上させてまいります。当社グループは、日頃から安全確保を最優先にしており、鉄道事業では安全性をさらに高めるため、自動列車制御装置（ATC）の導入による信号システムの抜本的改良工事、地下駅火災対策や構造物の耐震性向上等に向けた安全対策工事のほか、東京都や調布市と協力しながら調布駅付近連続立体交差事業を進めております。さらに、京王線笹塚駅以西の鉄道立体化によるボトルネック踏切の解消に向けても、引続き関係機関との協議を積極的に実施してまいります。また、駅や鉄道・バス車両のバリアフリー化等のサービス向上策にも積極的に取り組んでおります。このように鉄道事業における安全確保に向けた投資が重なることで、収益面に短期的な影響を与える可能性はありますが、中長期的な視点で公益交通事業者としての高度な社会的責任を果たしていくことが「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、ひいては「信頼のトップブランド」の確立につながり、当社グループの企業価値を一層向上させると考えております。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、沿線のお客様のニーズに応える、中長期的な視点に基づいたきめ細やかな生活サービスの提供を進め、沿線価値の一層の向上に取り組んでまいります。沿線の拠点である新宿、吉祥寺等の将来構想や聖蹟桜ヶ丘地区の再整備計画の検討を進めるほか、鉄道施設の改良工事により新たに創出されるスペースの有効利用や自由通路の設置等により駅施設の利便性を向上させてまいります。また、「Hi-Rooms」等の優良住宅系賃貸物件の拡充にも努めているほか、「有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）」へ参画し、沿線の良質な住宅ストックの循環をはかり、シニア世代および子育て世代の住みかえニーズに応えるための体制を確立してまいります。さらに、信頼のブランドを活か

した「住んでもらえる、選んでもらえる沿線づくり」に向けた実験的な試みとして、高幡不動産において、沿線住民に対する新たな利便性向上を目指したコミュニティネットワークサービス「京王ほっとネットワーク」のスタートに続き、「子育て支援マンション」の建設を進めております。このほか、インターネット上における沿線ポータルサイト「街はび」の開設や、関東地区の多くの交通事業者との相互利用が可能となった共通ＩＣカード乗車券「PASMO（パスモ）」と「京王パスポートカード」を連携させ、「京王グループ共通ポイント」の利便性を拡大してまいります。さらに、沿線の行政機関、周辺住民、大学等との協力・連携を強化し、沿線価値の一層の向上や地域活性化に多角的に取り組むことで、沿線の魅力を高め、ひいては鉄道旅客輸送人員や当社グループのお客様を維持・拡大することを目指しております。

第三に、食品スーパーや生活関連事業の強化・拡大を通じ、グループ事業競争力の向上を推進してまいります。これまで培ったノウハウをもとに、沿線内にとどまらず、沿線外への展開も視野に入れ、今後も積極的な事業展開をはかるほか、既存事業の延長線上にあり、お客様のニーズが見込まれる分野につきましても、事業化に向けた取り組みを行っていくことで当社グループの成長を推進してまいります。

第四に、以上の具体的取り組みの実現に向け、今後も従業員を中長期的な視点で育成してまいります。「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を実現する実際の担い手は、当社グループの従業員であり、これらの従業員がこれまでに蓄積された当社グループにおける知識、経験、ノウハウを共有したうえで、将来の当社グループの成長を推進していくことが重要であると考えております。

第五に、法令や社会規範の遵守、地球環境への配慮など、企業としての社会的責任を果たす取り組みを続けることやコーポレート・ガバナンスのより一層の強化をはかってまいります。すでに法令に基づく内部統制体制の整備や「京王グループ・コンプライアンス・プログラム」等を推進してきており、環境保全につきましても、平成12年に制定した環境基本方針に基づき、環境法令遵守、各事業の特性に応じた省エネルギー化や廃棄物削減、資源リサイクル等を積極的に推進し、これらの取り組みを当社グループ全体に拡大しております。コーポレート・ガバナンスにつきましては、これまでも会社法に基づく特別取締役の選定や取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の設置、ディスクロージャー委員会の設置などにより迅速な意思決定や経営の透明性の

向上、適時適切な情報開示に努めております。さらに、株主の皆様から当社の経営を付託された当社経営陣の、株主の皆様に対する責任をより明確にするため、本定時株主総会の第4号議案（定款の一部変更について(1)）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更議案をお諮りしております。今後も、当社が果たすべき社会的責任やコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化につきましては引続き検討を進め、「信頼のトップブランド」の確立をより一層強固なものとしてまいります。

#### (4) 本基本方針策定の目的

以上ご説明しましたとおり、当社グループではこれまでの企業運営の方針を維持しつつ、グループの成長を実現し、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させていくための諸施策を実施しております。しかし、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値・株主の皆様の共同の利益を向上させていくためには、①中長期的視点に立った安全対策への積極的な取り組み等、公益交通事業者としての社会的責任を全うしていくこと、②当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、沿線のお客様のニーズに応える、中長期的な視点に基づいたきめ細やかな生活サービスの提供を進め、沿線価値の一層の向上に取り組むこと、③生活関連事業の強化・拡大などにより、グループ事業の競争力の向上と成長を推進していくこと、④当社グループに蓄積された知識、経験、ノウハウを共有し、将来の当社グ



ループの成長を担っていく従業員を中長期的な視点で育成していくこと、ならびに⑤法令や社会規範の遵守、地球環境への配慮など企業としての社会的責任を果たしていくこと、およびコーポレート・ガバナンスの体制の持続的な見直し、強化を行うこと等に重点を置いた施策を着実に遂行していくことにより、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社グループは当社を中核とし、基幹事業である鉄道業をはじめとする運輸業、不動産業、流通業、レジャー・サービス業など幅広い事業展開を行っております。その目的は、幅広い事業を通じて、お客様のより良い暮らしを創造していくことにより、地域発展と幸せな暮らしの実現に貢献することにあります。そのためには、鉄道沿線におけるバス路線網の充実や、鉄道・バス沿線における商業施設の開発・運営、小売業の展開、住宅の開発等を行い、沿線の魅力や価値を総合的に高めることが重要であります。当社グループは沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得してまいりました。また、沿線で培った京王ブランドを基礎に、ビジネスホテル等、域外への柔軟な事業展開もはかることで当社グループ全体の価値創造に努めております。このように、当社グループにとっては、各事業の有機的な結びつきにより当社グループの総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。

したがって、外部者である買付者からの買付の提案を受けた際に、株主の皆様が、当社の有形・無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループが幅広く展開する各事業分野の有機적結合により実現されるシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において

整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。そこで、当社取締役会は、平成19年3月26日に、暫定的な措置として、有効期間を平成19年6月30日までとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」を決定・導入いたしました。

当社は、上記暫定的措置の導入後もさらに検討を進め、その結果、本定時株主総会において、当社株主総会の決議により当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を定めることができるとする規定を新設する定款変更案（具体的な変更内容については第7号議案（定款の一部変更について(2)）をご参照下さい）につきご承認いただいたうえで、かかる変更後の定款規定に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（その具体的な内容については、下記「2. 本基本方針の内容」をご参照下さい）の決定を本定時株主総会にお諮りすることといたしました。

## 2. 本基本方針の内容

本基本方針の内容は下記のとおりであります。

### 記

#### (1) 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、以下(2)に定めるところに基づいた具体的な対応策（以下「本プラン」という）の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が遵守すべき手続きが存することおよび当社が差別的行使条件付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とする。

## (2) 本プランの骨子

### (a) 本プランの概要

当社は、下記(b)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」という）に対し、下記(c)に定める手続きに従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報および検討のための時間を確保する。また、下記(e)(i)の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）など下記(e)(iii)に定める内容を有する新株予約権（以下「本新株予約権」という）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるものとする。

### (b) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①または②に該当する買付またはこれに類似する行為とする。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### (c) 買付者等が遵守すべき買付等の手続き

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの導入に際して定める情報（以下「本必要情報」という）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」という）を提出するものとする。

<sup>1</sup> 証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じとする。

<sup>2</sup> 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下同じとする。

<sup>3</sup> 証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じとする。

<sup>4</sup> 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下②において同じとする。

<sup>5</sup> 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じとする。

<sup>6</sup> 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じとする。

<sup>7</sup> 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めたと認めた者を含む）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じとする。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価独立委員会（その詳細については下記(f)参照。以下同じ）に提供する。企業価値評価独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、企業価値評価独立委員会の求めに従い、企業価値評価独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとする。

企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、企業価値評価独立委員会が合理的と認める期間内（ただし、原則として60日以内とする）に当該買付等の内容に対する意見ならびにその根拠資料、代替案その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提示を求めることができる。

(d) 企業価値評価独立委員会による買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記(c)の情報提供が十分になされたと企業価値評価独立委員会が認めた場合、企業価値評価独立委員会は、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で延長・再延長できるものとし、以下「企業価値評価独立委員会検討期間」という）を設定する。買付等は、この企業価値評価独立委員会検討期間が経過した後初めて実施され得るものとする。

企業価値評価独立委員会は、企業価値評価独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行う。また、企業価値評価独立委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会を通じて間接に、買付等の内容を改善させるため、当該買付者等と協議・交渉等を行い、もしくは株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行う。なお、買付者等は、企業価値評価独立委員会が企業価値評価独立委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。

企業価値評価独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができる。

(e) 本新株予約権無償割当ての実施

(i) 企業価値評価独立委員会による実施・不実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する。

(A) 買付者等が上記(c)に定める情報提供ならびに企業価値評価独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

(B) 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料の評価・検討ならびに買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記1)ないし7)のいずれかに該当すると認められ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合

1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等

(ア) 株式等を買収し、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

(イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ウ) 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

2) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等

3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等

4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等

- 5) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含む）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等
  - 6) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合
  - 7) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- ただし、企業価値評価独立委員会は、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)および(B)のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でないと企業価値評価独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

他方、企業価値評価独立委員会は、買付者等による買付等が、上記(A)および(B)のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

ただし、企業価値評価独立委員会は、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)および(B)のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

企業価値評価独立委員会は、①買付説明書の提出の事実とその概要、②提供された本必要情報の概要、③企業価値評価独立委員会検討期間延長等の決議とその理由の概要、④企業価値評価独立委員会による勧告の事実とその概要について、当該事実の発生後速やかに、企業

価値評価独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を行う。

(ii) 当社取締役会による企業価値評価独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記(i)による企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を最終的に決定する。当社取締役会は、かかる決定を行った場合速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行う。

(iii) 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりとする。

① 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する）に相当する数とする。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、別途調整がない限り1株とする。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

⑦ 本新株予約権の行使条件

次の(ア)から(カ)に規定する者（以下「特定買付者等」と総称する）は、原則として本新株予約権を行使できない。

(ア) 特定大量保有者<sup>8</sup>

(イ) その共同保有者

(ウ) 特定大量買付者<sup>9</sup>

(エ) その特別関係者

(オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者

(カ) 上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者<sup>10</sup>

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 本新株予約権の取得

(ア) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでもすべての本新株予約権を無償で取得することができる。

---

<sup>8</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

<sup>9</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本(ウ)において同じとする）の買付け等（証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本(ウ)において同じとする）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

<sup>10</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される）をいう。



(イ) 当社は、いつでも特定買付者等以外の株主が保有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき（別途調整がない限り）当社普通株式 1 株を交付することができる。

(ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとする。

⑩ その他

その他の本新株予約権の内容は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとする。

(f) 企業価値評価独立委員会について

当社は、本プランの導入に当たっては、その発動・不発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員から構成される企業価値評価独立委員会を設置する。企業価値評価独立委員会は 3 名以上の委員により構成され、委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または (iii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任され、公表されるものとする。

企業価値評価独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

その他、企業価値評価独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとする。

(g) その他

上記(a)ないし(f)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの導入を決定する決議において定めるものとする。

(3) 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止される。この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとする。

以 上

(ご参考)

本基本方針の内容は上記「2. 本基本方針の内容」のとおりですが、当社は、本基本方針は以下のとおり合理的な内容を備えたものと考えており、また、本基本方針の株主の皆様への影響についても以下のとおりとなります。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認をいただければと存じます。

## 1. 本基本方針の合理性

本基本方針は、下記(1)ないし(5)のとおり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものです。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足します。

### (2) 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本定時株主総会において承認可決されることにより決定されます。

また、上記2. (3)「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。したがって、本基本方針および本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視

上記2.(2)「本プランの骨子」に記載したとおり、本基本方針においては、本プランの発動等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員から構成される企業価値評価独立委員会により行われることとされています。このように、企業価値評価独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当てを行うことのないよう厳しく監視することで、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。なお、本基本方針が本定時株主総会において承認可決され、本プランの導入が当社取締役会で決議された場合、本プランの導入当初における企業価値評価独立委員会の委員には、北村敬子氏（社外有職者 中央大学商学部教授）、早崎 博氏（当社社外取締役 第5号議案（取締役17名選任について）のご承認を得られることを条件に重任予定）、黒岩法夫氏（当社社外監査役）および鈴木光春氏（当社社外監査役）の4名がそれぞれ就任する予定です。なお、各氏の略歴につきましては「3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴」をご参照下さい。

### (4) 合理的な客観的発動要件の設定

本基本方針においては、上記2.(2)(e)(i)「企業価値評価独立委員会による実施・不実施の勧告」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当てはなされないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものといえます。

### (5) 当社取締役の任期の短縮

当社は、本定時株主総会第4号議案（定款の一部変更について(1)）において、取締役の任期を1年に短縮する内容を含む定款変更議案をお諮りしております。こうした取締役任期の短縮により、毎年の取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

## 2. 株主の皆様への影響

本基本方針の承認、本プランの導入および本新株予約権の無償割当てに際して株主の皆様にご与える影響は、下記(1)および(2)のとおりです。

### (1) 本基本方針の承認・本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本基本方針の承認および本プランの導入時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

本プランが導入され、本プランの手続きに従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の取れば、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本プランが導入され、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得される場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。

### 3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴

○北村 敬子（きたむらけいこ）

**【略歴】**

昭和20年 生まれ

昭和49年4月 中央大学商学部助教授

昭和56年4月 中央大学商学部教授 現在に至る

平成9年11月 中央大学商学部長

平成11年7月 司法制度改革審議会委員

平成13年7月 財団法人財務会計基準機構理事 現在に至る

平成14年4月 法制審議会委員 現在に至る

平成15年8月 東京地方裁判所委員会委員 現在に至る

平成16年4月 中央大学副学長

平成18年1月 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門委員 現在に至る

平成18年11月 税制調査会委員 現在に至る

※北村 敬子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○早崎 博（はやさきひろし） 当社社外取締役

**【略歴】**

昭和6年 生まれ

昭和28年4月 住友信託銀行(株) 入社

平成元年6月 住友信託銀行(株)取締役社長

平成5年6月 住友信託銀行(株)取締役会長

平成10年3月 住友信託銀行(株)相談役

平成10年6月 当社取締役 現在に至る

平成11年6月 住友信託銀行(株)特別顧問 現在に至る

平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※早崎 博氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○黒岩 法夫（くろいわのりお） 当社社外監査役

**【略歴】**

昭和27年 生まれ  
昭和50年4月 ㈱東京銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕 入社  
平成15年6月 ㈱東京三菱銀行〔現㈱三菱東京UFJ銀行〕 執行役員  
平成16年4月 ㈱三菱東京フィナンシャル・グループ  
〔現㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ〕 執行役員  
平成17年10月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員（リスク統括部長）  
平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行執行役員（総合リスク管理部長）  
平成18年6月 当社常勤監査役 現在に至る  
平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※黒岩 法夫氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社常勤監査役就任に伴い、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループおよび  
㈱三菱東京UFJ銀行を退職しております。

○鈴木 光春（すずきみつはる） 当社社外監査役

**【略歴】**

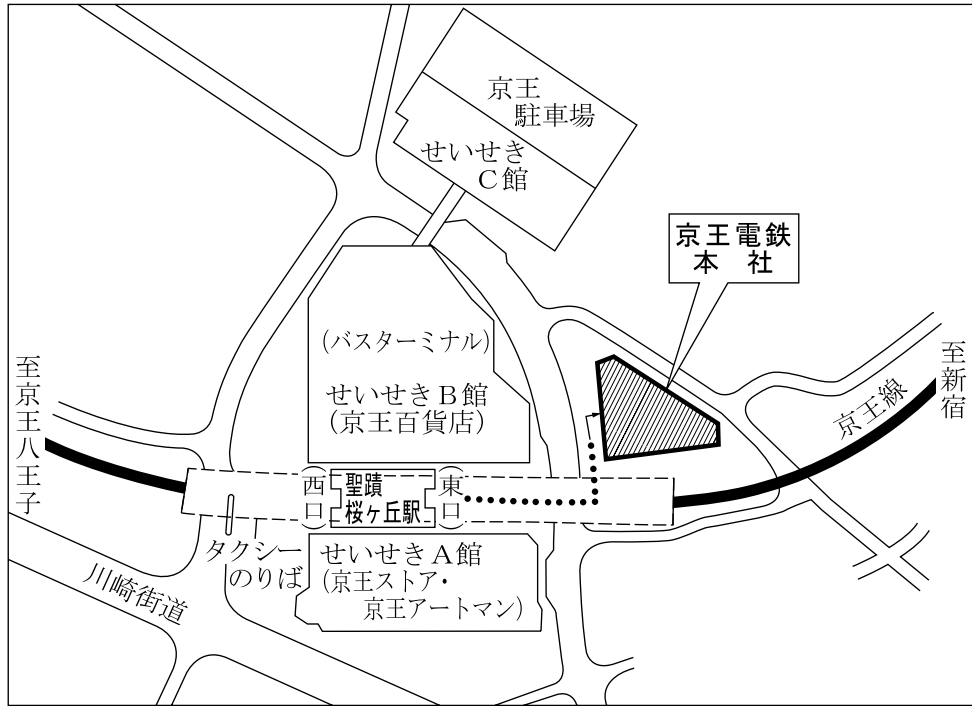
昭和7年 生まれ  
昭和37年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
昭和53年4月 最高裁判所司法研修所弁護教官（民事）  
昭和56年4月 東京地方裁判所調停委員  
昭和57年1月 最高裁判所司法修習生考試委員会考査委員  
平成11年11月 日本弁護士連合会資格審査会委員  
平成18年6月 当社監査役 現在に至る  
平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※鈴木 光春氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 株主総会会場ご案内図



環境に優しい植物性大豆油インキを使用しております。